

在外公館に係る会計経理に関する会計検査の結果についての  
報告書（要旨）

平成23年10月

会計検査院

## 検査の背景及び実施状況

### 1 参議院からの検査要請の内容

#### (1) 検査の対象

外務省

#### (2) 検査の内容

在外公館に係る会計経理に関する次の各事項

- ① 会計事務の体制の状況
- ② 資金の受入、保管等の状況
- ③ 収入及び支出に係る会計処理の状況
- ④ 施設及び物品の管理等の状況
- ⑤ 監査の実施状況

会計検査院は、参議院からの検査要請により平成22年次に実施した会計検査の結果について、22年10月6日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「22年報告」という。）。そして、会計検査院は、22年報告の検査結果に基づき改善策が確実に実施されているかを確認するなど在外公館に係る会計経理に関し引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとした。

### 2 在外公館の概要

#### (1) 在外公館の設置数

外務省は、外務省設置法（平成11年法律第94号）に基づき、外国において同省の所掌事務を行うため、在外公館を設置している。在外公館には、大使館（141公館）、総領事館（63公館）及び政府代表部（7公館）の計211公館がある（22年度末現在）。

#### (2) 在外公館の組織

在外公館の組織は、通常、政務班、経済班、領事・査証班、広報文化班、官房班等にわかれている。このうち、官房班は、会計及び通信を担当しており、会計担当者及び通信担当者が互いに正副の担当者になってそれぞれの事務を兼務している。

### 3 22年報告の概要

22年次の検査の結果は以下のとおりである。

会計事務の体制に関して、外交事務を所掌する館長に会計機関等の事務が集中してい

たり、資金の受入、保管等に関して、在外公館への外国送金において、1件当たりの送金額、資金の残額等が考慮されずに行われていたり、収入及び支出に係る会計処理に関して、随意契約の実施、契約の履行確認、支払等に当たり、会計法令等に則した処理が行われていなかったり、施設及び物品の管理等に関して、長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されないままとなっている普通財産等を管理していたり、監査の実施に関して、査察実施後長期間が経過しているのに事態が十分に改善されていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、外務省は、在外公館に係る会計経理について、内部統制が十分機能するよう努めるとともに、その事務処理を一層適切かつ効率的に執行するように努める必要がある。

#### 4 23年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

##### (1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、22年報告の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを確認するための検査を実施するとともに、前記要請の趣旨を踏まえ更に検査の徹底を図るため、在外公館に係る会計経理について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①会計事務の体制は、適正かつ適切なものとなっていて有効に機能しているか、②前渡資金等の資金の受入れや保管等は適正かつ経済的に行われているか、③収入及び支出に係る会計処理は、適正かつ経済的に行われているか、④施設は適正かつ経済的に管理されているか、物品の利用、保管等は適切か、⑤在外公館の監査は、計画的かつ効率的に行われて実質的な効果を上げているかなどに着眼して検査を実施した。

##### (2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、22年次に検査を実施した51公館等に引き続き、外務本省並びに在カンボジア日本国大使館等25大使館及び在釜山日本国総領事館等15総領事館の計40公館を対象として、在庁して外務省から提出された書類による書面検査を行うとともに、外務本省及び上記の各在外公館において、計365.5人日を要して会計実地検査を行った。

このほか、22年報告に記述した酒類の在庫状況に関して、事態の改善状況を確認するなどのため4公館において計5人日を要して会計実地検査を行った。

## 検査の結果

### (1) 会計事務の体制の状況

ア 22年報告に記述した事項のうち、22年度の計算証明書類の提出状況についてみると、全在外公館のうち、約1割の在外公館の歳入徴収額計算書及びほとんどの在外公館の前渡資金出納計算書の会計検査院への提出が提出期限経過後3か月以上遅滞していたが、外務省は、計算証明書類の早期提出に向けた改善策を講じたとしている。

また、23年6月末現在、全在外公館のうち、約3割の在外公館において物品管理システムへのデータ入力が完了していなかった。

イ 在外公館における会計経理については、平成15年度決算検査報告において、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求した。外務省は、是正改善の処置を講じ、おおむねこの講じられた処置に沿った出納事務が行われていたが、在スイス日本国大使館において、歳出を異なる会計年度から行ったり、歳入徴収官、資金前渡官吏等が自ら行うべき事務が当該者により行われていなかったりするなどの事態が見受けられた。

### (2) 資金の受入、保管等の状況

ア 送金通貨から現地通貨への交換について、前渡資金等の使用残額や送金通貨による支払が多額に上ると見込まれていたのに、必要以上に現地通貨に交換したため、前渡資金等の使用残額の返納や送金通貨による支払の際に、現地通貨から送金通貨に再度交換していた在外公館が4公館あった（節減できた両替手数料計約43万円）。

イ 外務本省から在外公館への送金について、在外公館に十分な資金の残額があるのに送金がなされた結果、在外公館へ送金された資金が使用されずに、外務本省に返納されているものがあり、在外公館への送金や使用残額の返納の際に両替手数料が生じていた（節減できた両替手数料計約90万円）。

### (3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 付加価値税の還付等を一部受けていなかったなどした在外公館が8公館あり（還付等を受けていなかった付加価値税計190万余円）、また、在コロンビア日本国大使館において、現地職員が領事手数料を領得する事態があった（領得額66万余円）。

イ 日本人学校等が現地で採用した教員等の給与に対する援助の実施に当たり、夏期休暇等で給与が支払われていないのに、日本人学校等の運営主体が援助を請求し、

在外公館がその事実を十分確認しないまま援助を行ったなどのため、過大に援助を実施している在外公館が6公館あった（過大となっていた額計256万余円）。

ウ 全在外公館の20、21両年度の前渡資金の使用残額（20年度計17億5412万余円、21年度計20億3221万余円）の国庫への返納が大幅に遅延していて、早期に活用されるべき資金が在外公館の口座に長期間滞留するなどしていた。

#### (4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 22年報告において酒類の在庫が過剰となっていた3公館については、今後3年程度で適正な在庫量とするため、他の在外公館へ管理換する処置を執っていた。

イ 他の在外公館では美術品として管理している作品を美術品として管理していない在外公館が5公館あった。また、独立行政法人国際交流基金に貸し付けている美術品について、所定の手続をとらず、物品として管理していなかった在外公館が2公館（計61点）あり、これらの美術品の中には同基金の倉庫に保管されたままのものもあった。

ウ 外務本省から購送を受けた文化啓発品（計4個、取得価格49万余円）をほとんど利用していなかった在外公館が3公館あった。また、4公館は、購送を受けてから1年以上経過した広報啓発品（計2,943個、取得価格165万余円）を払い出すことなく保有していた。

#### (5) 監査の実施状況

ア 査察の実施日程等を決定する際には、査察担当大使の在任状況や監察査察官の業務の状況を勘案する必要があることなどのため、年度により査察の施行率等にばらつきが生じていた。

イ 実地監査を実施する箇所を選定に当たっては、多年にわたって監査を実施しない空白域を生じさせないようにすることが有効であるが、6年間査察が実施されていない箇所が45か所あった。

ウ 22年報告と同様に、査察実施後長期間が経過しているのに査察で指摘を受けた事態が十分に改善されていない在外公館が7公館あった。

### 検査の結果に対する所見

外務省は、今回の検査結果を踏まえ、以下の点に留意することなどにより、在外公館に係る会計経理について、その事務処理を一層適切かつ効率的に執行するよう努める必

要がある。

(1) 会計事務の体制の状況

ア 計算証明書類の提出期限を遵守し、また、物品管理システムへのデータ入力を早期に完了して十分な活用を図るようにする。

イ 平成15年度決算検査報告に掲記した在外公館における出納事務についての処置要求を受けて外務省が執った処置について、更に在外公館において遵守されるよう徹底する。

以上のようにして、会計事務の体制を整備し、その機能が十分に発揮できるようにする。

(2) 資金の受入、保管等の状況

ア 送金通貨から現地通貨への交換について、前渡資金等の使用残額等が多額に上ると見込まれる場合は、必要以上に現地通貨に交換しないようにして両替手数料の節減に努めるようにする。

イ 外務本省から在外公館への送金について、両替手数料の節減の見地から、在外公館における資金の残額等を十分に考慮して送金するようにする。

以上のようにして、前渡資金等の受入れ、保管等に当たっては経済性に十分配慮する。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 付加価値税等の還付等については、支払後の還付手続等を適正に行うよう改めて周知する。また、現地職員による現金領得について、同様の事態が生じないように今後講ずるとしている再発防止策を適切に実施していくようにする。

イ 日本人学校等の現地採用教員等の給与への援助の実施に当たっては、在外公館及び運営主体に対して、援助額の算定方法及びその遵守について周知徹底を図る。

ウ 前渡資金の使用残額の処理については、在外公館の会計担当者に、前渡資金出納計算書等の作成に当たって、誤りを極力なくすよう指導・監督を行ったり、提出期限をより一層厳守させたりする。また、外務本省での前渡資金出納計算書等の内容確認等に当たり、計算証明書類の早期提出に向けた改善策を活用して一層の効率化を図るなどして、前渡資金の使用残額の返納が早期に行われるよう努める。

以上のようにして、収入については、付加価値税等の還付等を適正に行うとともに、領事手数料の収納事務を適正かつ適切に行い、支出については、適正かつ経済的な会

計処理を行うとともに、資金の有効活用にも努める。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 22年報告に記述した在庫が過剰になっていた酒類については、今後3年程度で削減することとした方針に基づき、更に管理換するなどの措置を確実に実施する。

イ ガイドラインに照らして美術品として管理する必要がある作品は、美術品として適切に管理する。また、他団体に美術品を貸し出す際には、必要な貸付けの手続きをとるなど適切に管理する。

ウ 在外公館は、文化啓発品の有効活用を図るとともに、購送を受けてから1年以上経過している広報啓発品について一層の活用を図る。

以上のようにして、物品の適切な管理及び効率的な使用を行う。

(5) 監査の実施状況

ア 在外公館に対する会計監査が安定的・継続的に実施できるよう監査制度の一層の充実を図る。

イ 査察を実施する箇所を選定に当たっては、長期間にわたって査察が実施されない箇所が生じないように努める。

ウ 監査結果のフォローアップの適切な実施について一層の改善を図る。

以上のようにして、より効率的・効果的な会計監査の実施に努める。

会計検査院としては、今後とも、在外公館に係る会計経理が適正かつ適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。